

# 市・道民税

ここが  
変わります

今年の1月から12月の所得に応じて課税される平成28年度の市・道民税。

来年の6月頃に税額決定・納税通知書を送付しますが、この平成28年度の市・道民税から適用される、主な改正点は次のとおりです。

## ▶ 公的年金からの特別徴収

65歳以上の方の公的年金所得に係る市・道民税は、特別徴収(公的年金からの天引き)で納めることとなっています。徴収額は、本徴収税額(10・12・2月)と仮徴収税額(4・6・8月)に分けられていますが、納期ごとの平準化を図るため、平成29年4月以降の仮徴収分から、仮徴収税額の計算方法が変わります。

納期ごとの税額の変更で、年税額は変わりません。

### 例えば

今までの計算方法

(単位:円)

年度	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成27年度	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
平成28年度	36,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000
平成29年度	60,000	2,000	2,000	2,000	18,000	18,000	18,000
平成30年度	60,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000
納期ごとの計算方法	前年度2月分と同額			年税額から仮徴収した額を引いた額の3分の1			

一度年税額に差が出ると、納期ごとの金額に大きな差が出る場合があります

平成27年度と同じ年税額なのに、納期ごとで2,000円だったり、18,000円だったり、金額の差が大きくて大変ですよ



これからの計算方法

(単位:円)

年度	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成27年度	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
平成28年度	36,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000
平成29年度	60,000	6,000	6,000	6,000	14,000	14,000	14,000
平成30年度	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
納期ごとの計算方法	前年度年税額の6分の1			年税額から仮徴収した額を引いた額の3分の1			

年税額に差が出て、2年連続で年税額が同額の場合、納期ごとの金額が平準化されます

計算方法の変更前より、納期ごとの金額の差が小さくなるから助かるわ



## ▶ ふるさと納税(都道府県または市区町村に対する寄附金)

特例控除額の拡充

ふるさと納税に係る特例控除額の上限が、所得割額の1割から2割に拡充されました。

申告手続の簡素化(平成27年4月1日以降の寄附から適用)

確定申告が不要な給与所得者等で、次のいずれにも該当する方が、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先の地方公共団体に特例の申請をすることで、ふるさと納税に係る寄附金控除をワンストップで受けられるようになりました。

- ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要のない方
- 寄附をする地方公共団体の数が5団体以下と見込まれる方  
平成27年1月1日から3月31日にふるさと納税をされた方は、確定申告が必要となるため、対象外となります。

問合せ 市・道民税のことは 市税務課市民税グループ  
ふるさと納税(寄附)のことは 市企画室